

三項」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第八項とする。

第六十八条の十四の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十四の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十五の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項第一号口を削り、同号ハを同号口とし、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる金額の合計額

イ 三十万円に(1)に掲げる数を乗じて計算した金額と二十万円に(2)に掲げる数を乗じて計算した金額との合計額

- (1) 当該連結親法人及びその各連結子法人（認定事業者であるものに限る。以下この号において同じ。）の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計（当該地方事業所基準雇用者数の合計が当該適用年度の連結基準雇用者数を超える場合には、当該連結基準雇用者数。ロ(1)において同じ。）のうち、当該連結親法人及びその各連結子法人の個別特定新規雇用者数（当該連結親法人

又はその連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロ(1)において「調整地方事業所基準雇用者数」という。）のうち、当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数をいう。(2)において同じ。）の合計に達するまでの数

- (2) (1)に掲げる数のうち、当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人で、当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けたものの個別特定新規雇用者数のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（2）及びロ(2)において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数に達するまでの数をいう。）の合計に達するまでの数

口 二十万円に、次に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

- (1) 当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の個別非新規基準雇用者数（調整地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数をいう。（2）において同じ。）の合計（当該合計が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計から当該連結親法人及びその各連結子法人の新規雇用者総数（当該新規雇用者総数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の調整地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該調整地方事業所基準雇用者数）の合計を控除した数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）

- (2) (1)に掲げる数のうち、当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型非新規基準雇用者数（移転型特定業務施設のみを当該連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から当該連結親法人又はその連結子法人の移転型新規雇用者総数（当該連結親法人又はその連結子法人が受けた計画の認定に係る移転型特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適

用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。）を控除した数（その数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の個別非新規基準雇用者数を超える場合には、当該個別非新規基準雇用者数）をいう。）の合計に達するまでの数

第六十八条の十五の二第二項中「前項第一号ハ」を「前項第一号ロ」に、「三十万円」を「四十万円」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第三項中「連結親法人事業年度が」を「連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第五項第五号において同じ。）が」に、「三十万円」を「から、四十万円」に、「の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」と、「を」（次項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」と、「に」、「三十万円」を「三十万円」に、「とする」を「と」、「に、四十万円」とあるのは「に、四十万円に当該適用年度に係る連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする」に改め、同条第五項を削り、同条第四項第五号中「第十三号において同じ」を削り、同項第七号口中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」を「短時間労働者

働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 連結基準雇用者数 連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計をいう。

第六十八条の十五の二第四項第十一号から第十三号までを削り、同項第十四号を同項第十一号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十八条の十五の二第九項中「給与等の支給額のうち適用年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を「基準雇用者数」に、「第四項第一号」を「第五項第一号」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の二十」を「百分の四十」に改める。

第六十八条の十五の四第一項及び第六十八条の十五の五第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八條の十五の六第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八條の十五の六の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八條の十五の六の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入事業者であるもの（以下第三項までにおいてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。）が、同法の施行の日から令和四年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該認定連結親法人若しくはその認定連結子法人の同法第十条第二項に規定する認定導入計画（以下この項及び次項において「認定導入計画」という。）に記載された機械その他の減価償却資産（同法第二十六条に規定する認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるもの）に限

る。以下この条において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 認定連結親法人又はその認定連結子法人が、指定期間内に、当該認定連結親法人若しくはその認定連結子法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該認定連結親法人又はその認定連結

子法人の事業の用に供した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該認定連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の合計額の百分の十五に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各認定連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該認定連結親法人又はその各認定連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

- 3 第一項の規定は、認定連結親法人又はその認定連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した認定特定高度情報通信技術活用設備については、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

5 第一項の規定は、連結確定申告書等に認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 第二項の規定は、連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取

得価額を限度とする。

7 第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の六の二第二項」と読み替えるものとする。

8 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十五の七を次のように改める。

第六十八条の十五の七 削除

第六十八条の十五の八第一項第十七号中「前条第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に改め、同条第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の三十」に改め、同条第八項中「前条第六項」を「第六十八条の十五の六の二第六項」に改める。

第六十八条の十六第一項の表の第一号の下欄中「百分の二十」を「百分の十四」に改める。

第六十八条の十七の見出しを「（港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の十九第一項、第六十八条の二十第一項及び第六十八条の二十四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十五及び第六十八条の二十六を次のように改める。

第六十八条の二十五及び第六十八条の二十六 削除

第六十八条の二十七第二項及び第六十八条の二十九第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十一の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「並びに工場用の建物及びその附属設備で、障害者」を「で障害者」に、「製作し、若しくは建設した」を「製作した」に、「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に、「百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）」を「百分の十

二」に改める。

第六十八条の三十三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十四を次のように改める。

第六十八条の三十四 削除

第六十八条の三十五第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十七条の二第二項」を「第四十七条第一項」に改める。

第六十八条の三十六第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五の五第一項」の下に「第六十八条の十五の六の二第二項」を加え、「第六十八条の十五の七第一項、」及び「第六十八条の二十六」を削り、「若しくは第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」を「第六十八条の三十三、第六十八条の三十五若しくは第六十八条の三十六」に改める。

第六十八条の四十二第二項第二号中「第六十八条の十五の五」の下に「第六十八条の十五の六の二」を加え、「第六十八条の十五の七、」及び「第六十八条の二十六」を削り、「又は第六十八条の三十三

から第六十八条の三十六まで」を「第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十四及び第六十八条の四十五を次のように改める。

第六十八条の四十四及び第六十八条の四十五 削除

第六十八条の四十六第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特定災害防止準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八条の四十六第六項中「通知する額」の下に「の百分の六十」を加える。

第六十八条の五十四第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の五十四の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の五十五第十二項、第六十八条の五十六第八項、第六十八条の五十七第七項、第六十八条の五十七の二第六項及び第六十八条の五十八第八項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の六十一第一項及び第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第六十八条の六十二の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十三第一項の表及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十三の二第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八條の六十四第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第六十八條の四十四第五項」を「第六十八條の四十六第五項」に改める。

第六十八條の六十六第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「交際費等の額の合計額」の下に「（当該連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度終了の日に於ける当該連結親法人の資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない連結親法人その他政令で定める連結親法人にあつては、政令で定める金額。次項において同じ。）が百億円以下である場合には、当該合計額」を加え、「は、」を「は、」に改め、同条第二項中「（資本又は出資を有しない連結親法人その他政令で定める連結親法人にあつては、政令で定める金額）」を削り、同条第七項中「若しくは」を「又は」に改め、「のうち同項に規定する接待飲食費の額がある場合又は連結親法人及びその連結子法人が各連結事業年度において支出する同項に規定する交際費等の額の合計額のうち同項及び第二項の規定により損金の額に算入しないこととされた金額以外の金額」を削る。

第六十八條の六十八第四項及び第五項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改め、同条第七項中「同条第四項第十二号から第十四号まで」を「同条第四項第十三号若しくは第

十四号」に、「に同条第四項第十二号」を「に同条第四項第十三号」に改め、同条第八項中「第六十二条の三第四項第十二号」を「第六十二条の三第四項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第九項中「同条第四項第十二号」を「同条第四項第十三号」に改め、同条第十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十九第八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の七十二第七項中「権利」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」に改め、「基づき同号の施設建築物の一部」の下に「若しくは施設建築物の一部についての借家権」を、「なつた同号の施設建築物の一部を取得する権利」の下に「若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」を加え、同条第八項中「権利」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」に改め、「基づき同号の防災施設建築物の一部」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を加え、「権利につき」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利につき」に改め、同条第十項中「第八項」を「又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利、第八項」に、「及び」を「又は防災施設建築物の一部についての借家

権を取得する権利及び」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「次の表」を「同表」に、「同表の第八号」を「同表の第七号」に改め、「百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第三号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該買換資産が次の表の第二号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十）」を加え、同項の表の第一号の上欄中「第七号」を「第六号」に改め、同表の第四号を削り、同表の第五号の上欄中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第六号の上欄中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号の下欄中「若しくは」を「又は」に改め、「又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの」を削り、同号を同表の第六号とし、同表の第八号の上欄中「第八号」を「第七号」に改め、同号を同表の第七号とし、同条第四項、第九項及び第十二項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第十四項中「第七号」を「第六号」に改め、「（同欄の車両

及び運搬具を除く。」を削り、同条第十六項第二号中「第七号」を「第六号」に改める。

第六十八条の七十九第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（前条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「前条第一項の表」を「同表」に、「第八号」を「第七号」に改め、「百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該取得をする見込みである資産が前条第一項の表の第二号の下欄に掲げる資産に該当する場合に、百分の七十。第三項において同じ。）」を加え、同条第三項第二号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第五項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第二号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第八項、第九項、第十五項及び第十六項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第十九項中「第七号」を「第六号」に改める。

第六十八条の八十中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（第六十八条の七十八第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「第六十八

条の七十八第一項の表」を「同表」に改める。

第六十八條の八十六第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八條の八十八第二十八項中「及び同法」を「及び第四項並びに同法」に、「と、同法」を「と、同条第四項中」の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項の規定により」と、「第一項」とあるのは「第一項及び同法第六十八條の八十八第二十八項」と、同法」に、「が前条」を「日が前条」に、「前条」を「同条」に、「前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号口中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」に改め、同条第二十九項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に改め、同条第三十一項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に、「同項中」を「同項中」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「と」を「と」に、「と」を「と」と、「第七十條第三項」とあるのは「同法第六十八條の八十八第二十八項の規定により読み替えて適用される第七十條第三項」と、「第七十條第四項」とあるのは「同法第六十八條の八十八第二十八項の規定により読み替えて適用される第七十條第四項」とする」に改める。

第六十八条の九十一第一項中「(当該個別課税対象金額)」を「として政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が当該個別課税対象金額を超える場合には、当該個別課税対象金額)」に、「金額を限度とする。」として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額)」に、「(当該個別部分課税対象金額)」を「として政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が当該個別部分課税対象金額を超える場合には、当該個別部分課税対象金額)」に、「(当該個別金融子会社等部分課税対象金額)」を「として政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が当該個別金融子会社等部分課税対象金額を超える場合には、当該個別金融子会社等部分課税対象金額)」に改め、「(第十四項を除く。)」を削り、同条第九項中「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十四第七項」に、「第六十八条の十五の七第七項」を「第六十八条の十五の六の二第七項」に改める。

第六十八条の九十三の三第一項中「(当該個別課税対象金額)」を「として政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が当該個別課税対象金額を超える場合には、当該個別課税対象金額)」に、「金額を限度とする。」として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額)」に、「(当該個別部分課税対象金額)」を「として政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が当該個別部分課税対象金額を